

役員日当及び出張旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白桜会の役員の日当及び出張旅費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(日当の支給)

第3条 役員が理事会及び評議員会等に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。この日当には交通費を含めるものとする。

(1) 1日4時間以内のとき 5,000円

(2) 1日4時間を超えるとき 10,000円

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、前項の規定にかかわらず、一律3,000円の日当を支給する。この日当には交通費を含めるものとする。

(出張旅費)

第4条 役員が法人の業務のため出張する場合は、次のとおり日当及び旅費等を支給する。

(1) 日 当

1日4時間以内のとき 5,000円

1日4時間を超えるとき 10,000円

(2) 旅 費

実費を支給

(3) 宿泊費(宿泊をともなうとき)

実費(ただし、一夜につき14,000円を限度とする)

(支払方法)

第5条 日当等の支払いは、その都度現金にて行なうものとする

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別途定める。

附 則

1. この規程は平成28年4月1日から施行する。
2. 平成29年4月1日一部改定